

令和 8年 4月 1日

(宛名) 野田市議会議長

会 派 名 政清会
経理責任者名 深井 和幸

野田市政務活動費収支報告書

次のとおり令和7年度野田市政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

1 収 入

政務活動費 1, 620, 000 円

2 支 出

(単位: 円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	1, 000, 550	行政視察(札幌市、登別市、富良野市) 行政視察(善通寺市、新居浜市、高松市)
研 修 費	0	
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
資料作成費	108, 352	パソコン賃貸料、複写機使用料
資料購入費	0	
備品購入費	0	
その他の経費	78, 290	NHK受信料 他
合 計	1, 187, 192	

3 残 額

432, 808円

政務活動費収支内訳 令和7年度

会派名

政清会

(円)

月日	項目	摘要	収入	支出	残額	備考
4/30	政務活動費	令和7年度	1,620,000		1,620,000	
4/30	その他の経費	NHK受信料		11,959	1,608,041	
5/2	資料作成費	パソコン賃貸料 4月分		8,910	1,599,131	
5/28	その他の経費	コピー用紙		1,990	1,597,141	
6/3	資料作成費	パソコン賃貸料 5月分		8,910	1,588,231	
7/3	資料作成費	パソコン賃貸料 6月分		8,910	1,579,321	
7/18	その他の経費	インクカートリッジ		8,168	1,571,153	
8/1	資料作成費	パソコン賃貸料 7月分		8,910	1,562,243	
8/8	調査研究費	行政視察(札幌市、登別市、富良野市)		635,230	927,013	
9/2	資料作成費	パソコン賃貸料 8月分		8,910	918,103	
9/20	その他の経費	コピー用紙		1,890	916,213	
9/28	その他の経費	インクカートリッジ		15,965	900,248	
10/2	資料作成費	パソコン賃貸料 9月分		8,910	891,338	
11/5	資料作成費	パソコン賃貸料 10月分		8,910	882,428	
12/2	資料作成費	パソコン賃貸料 11月分		8,910	873,518	
12/18	その他の経費	コピー用紙		1,890	871,628	
1/6	資料作成費	パソコン賃貸料 12月分		8,910	862,718	
1/7	その他の経費	インクカートリッジ		8,168	854,550	
1/19	調査研究費	行政視察(善通寺市、新居浜市、高松市)		365,320	489,230	
2/5	資料作成費	パソコン賃貸料 1月分		8,910	480,320	
3/4	資料作成費	パソコン賃貸料 2月分		8,910	471,410	
3/8	その他の経費	インクカートリッジ、インク		28,260	443,150	
3/19	資料作成費	複写機使用料(4~3月分)		1,432	441,718	
3/31	資料作成費	パソコン賃貸料 3月分		8,910	432,808	

旅 費 支 出 内 訳 書

会派名 政清会

視 察 日	令和 7年 8月 19日 (火) ~ 令和 7年 8月 21日 (水) 3日間				
視察場所	①北海道札幌市 ②北海道登別市 ③北海道富良野市				
調査事項	① 駒岡清掃工場更新事業建設工事について ② 登別市民プールらくあについて ③ 富良野市スマートシティの推進について				
参加人員 6	支 出	内 訳			領収書 チケット
	3,246	保険代	541 円 × 6 人	○	No 1-1
	12,078	お土産代	12,078 円	○	No 1-2
8月19日	324	東武アーバンパーク ライン乗車券 (清水公園 ~ 柏)	324 円 × 1 人		
	783	東武アーバンパーク ライン乗車券 (野田市 ~ 柏)	261 円 × 3 人		
	261	東武アーバンパーク ライン乗車券 (梅郷 ~ 柏)	261 円 × 1 人		
	209	東武アーバンパーク ライン乗車券 (運河 ~ 柏)	209 円 × 1 人		
	3,954	JR乗車券 (柏 ~ 品川)	659 円 × 6 人		
	1,962	京急本線 (品川 ~ 羽田空港第1・第2ターミナル)	327 円 × 6 人		
	195,660	JAL507便 (羽田空港 ~ 新千歳空港)	32,610 円 × 6 人	○	No 1-3
	7,380	JR乗車券 (新千歳空港 ~ 札幌)	1,230 円 × 6 人	○	No 1-4
	1,740	札幌市営南北 線 (さっぽろ ~ 真駒内)	290 円 × 6 人		
	1,500	北海道中央バ ス (真駒内駅 ~ 石山東5丁目)	250 円 × 6 人		
	1,500	北海道中央バ ス (石山東5丁目 ~ 真駒内駅)	250 円 × 6 人		
	1,740	札幌市営南北 線 (真駒内 ~ さっぽろ)	290 円 × 6 人		
	18,480	JR乗車券 (札幌 ~ 東室蘭)	3,080 円 × 6 人	○	No 1-4
	0	JR特急券 (札幌 ~ 東室蘭) ※大雨で運休のため払戻	0 円 × 6 人	○	No 1-5
	84,900	宿泊代 (6人分)	14,150 円 × 6 人	○	No 1-6
	12,000	夕食代 (6人分)	2,000 円 × 6 人	○	No 1-7
小 計	347,717				

	支 出	内 訳	領収書	チケット
8月20日	33,660	JR乗車券(通 (東室蘭 ~ 幌別) し切符:東室蘭 駅~富良野駅) 5,610 円 × 6 人	○	No 1-4
	1,380	道南バス (市民プール前 ~ 幌別駅西口) 230 円 × 6 人		
	0	JR乗車券(通 (幌別 ~ 滝川) し切符:東室蘭 駅~富良野駅) 0 円 × 6 人	○	No 1-4
	14,160	JR特急券 (幌別 ~ 札幌) 2,360 円 × 6 人	○	No 1-5
	84,780	宿泊代 (6人分) 14,130 円 × 6 人	○	No 1-6
	12,000	夕食代 (6人分) 2,000 円 × 6 人	○	No 1-8
小 計	145,980			

	支 出	内 訳	領収書	チケット
8月21日	0	JR乗車券(通 (滝川 ~ 富良野) し切符:東室蘭 駅~富良野駅) 0 円 × 6 人	○	No 1-4
	4,740	連絡バス・ふらのバス (本通5丁目 ~ 旭川空港) 790 円 × 6 人		
	129,300	AIRDO84便 (旭川空港 ~ 羽田空港) 21,550 円 × 6 人	○	No 1-3
	1,962	京急空港線 (羽田空港第1・第2ターミナル ~ 品川) 327 円 × 6 人		
	3,954	JR乗車券 (品川 ~ 柏) 659 円 × 6 人		
	209	東武アーバンパークライン乗車券 (柏 ~ 運河) 209 円 × 1 人		
	261	東武アーバンパークライン乗車券 (柏 ~ 梅郷) 261 円 × 1 人		
	783	東武アーバンパークライン乗車券 (柏 ~ 野田市) 261 円 × 3 人		
	324	東武アーバンパークライン乗車券 (柏 ~ 清水公園) 324 円 × 1 人		
小 計	141,533			
合 計	635,230			

領 収 書

野田市議会 政清会

様

旅行日 2025年8月19日(火) ~ 2025年8月21日(木)
行先 北海道

下記、正に領収いたしました。

金額(税込)

¥3,246

No: 85507 - 4045 - 1 発行日: 2025年8月8日

埼玉県知事登録旅行業第2-808号

株式会社 旅クラブジャパン

〒343-0041埼玉県越谷市千間台西5-3-58

TEL 048-978-6066 FAX 048-973-1123

代表取締役社長 天野正幸

国内旅行業務取扱管理者 天野正幸

取扱担当者

登録番号: T7030001064324

人数(6)名

大人(6)名 小人()名 ()名

摘 要	数 量	単 価(税込)	金 額(税込)	税 率
傷害保険代	1	3,246	3,246	10%

税率区分	税抜金額	消費税	税込金額
合 計	2,951	295	3,246
10%対象	2,951	295	3,246
8%対象			
0%対象			

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

8/19~8/21 傷害保険代として

① 調査研究費(№1-2)

領 収 証

野田市議会政清会様

No. _____

★ ￥12,078-

但し お品代とし

R7年 8月 6日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
10%	¥14,950	¥450
8%	¥7,128	¥628

株式会社 大

川 屋

〒278-0037 千葉県野田

TEL. 04-7124-2461 FAX

登録番号 T1-0400-0107-112



領 収 書

No: 85507 - 4045 - 6 発行日: 2025年8月8日

埼玉県知事登録旅行業第2-808号

株式会社 旅クラブジャパン

〒343-0041埼玉県越谷市千間台西5-3-58

TEL 048-978-6066 FAX 048-973-1123

代表取締役社長 天野正幸

国内旅行業務取扱管理者 天野正幸

取扱担当者

登録番号: T7030001064324

人数(6)名

大人(6)名 小人()名 ()名

野田市議会 政清会

様

旅行日 2025年8月19日(火) ~ 2025年8月21日(木)

行先 北海道

下記、正に領収いたしました。

金額(税込)

¥324,960

摘 要	数 量	単 価(税込)	金 額(税込)	税 率
航空券代	1	324,960	324,960	10%

税率区分	税抜金額	消費税	税込金額
合 計	295,419	29,541	324,960
10%対象	295,419	29,541	324,960
8%対象			
0%対象			

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

航空券代として(8/19:195,660円、8/21:129,300円)

領 収 書

野田市議会 政清会

様

旅行日 2025年8月19日(火) ~ 2025年8月21日(木)
行先 北海道

下記、正に領収いたしました。

金額(税込)

¥59,520

No: 85507 - 4045 - 3 発行日: 2025年8月8日

埼玉県知事登録旅行業第2-808号

株式会社 旅クラブジャパン

〒343-0041埼玉県越谷市千間台西5-3-58

TEL 048-978-6066 FAX 048-973-1123

代表取締役社長 天野正幸

国内旅行業務取扱管理者 天野正幸

取扱担当者

登録番号: T7030001064324

人数(6)名

大人(6)名 小人()名 ()名

摘 要	数 量	単 価(税込)	金 額(税込)	税 率
乗車券代	1	59,520	59,520	10%

税率区分	税抜金額	消費税	税込金額
合 計	54,110	5,410	59,520
10%対象	54,110	5,410	59,520
8%対象			
0%対象			

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

JR乗車券代として(8/19:①7,380円②18,480円、8/20~21:33,660円)

領 収 書

野田市議会 政清会

様

旅行日 2025年8月19日(火) ~ 2025年8月21日(木)
行先 北海道

下記、正に領収いたしました。

金額(税込)	¥38,400
--------	---------

No: 85507 - 4045 - 4 発行日: 2025年8月8日

埼玉県知事登録旅行業第2-808号

株式会社 旅クラブジャパン

〒343-0041埼玉県越谷市千間台西5-3-58

TEL 048-978-6066 FAX 048-973-1123

代表取締役社長 天野正幸

国内旅行業務取扱管理者 天野正幸

取扱担当者

登録番号: T7030001064324

人数(6)名

大人(6)名 小人()名 ()名

摘要	数量	単価(税込)	金額(税込)	税率
特急券代	1	38,400	38,400	10%

税率区分	税抜金額	消費税	税込金額
合計	34,910	3,490	38,400
10%対象	34,910	3,490	38,400
8%対象			
0%対象			

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

JR特急券代(在来線)として(8/19:14,160円、8/20:①14,160円②10,080円)

政務活動費より14,160円支出

8/19 特急①「北斗特急券代14,160円」(政務活動費対象)※大雨で運休のため払戻

8/20 特急①「すずらん特急券代14,160円」(政務活動費対象)

8/20 特急②「オホーツク特急券代10,080円」(政務活動費対象外)

領 収 書

野田市議会 政清会

様

旅行日 2025年8月19日 (火) ~ 2025年8月21日 (木)
行先 北海道

下記、正に領収いたしました。

金額(税込)	¥169,680
--------	----------

No: 85507 - 4045 - 2 発行日: 2025年8月8日

埼玉県知事登録旅行業第2-808号

株式会社 旅クラブジャパン

〒343-0041埼玉県越谷市千間台西5-3-58

TEL 048-978-6066 FAX 048-973-1123

代表取締役社長 天野正幸

国内旅行業務取扱管理者 天野正幸

取扱担当者

登録番号: T7030001064324

人数(6)名

大人(6)名 小人()名 ()名

摘 要	数 量	単 価(税込)	金 額(税込)	税 率
宿泊代	1	169,680	169,680	10%

税率区分	税抜金額	消費税	税込金額
合 計	154,255	15,425	169,680
10%対象	154,255	15,425	169,680
8%対象			
0%対象			

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

宿泊代として (8/19:84,900円、8/20:84,780円)

① 調査研究費 (№ 1-7)

領 収 書

令和 7 年 8 月 19 日

野田市議会政清会様

金 額								円

但し 御食事代 2000円 × 6名様
 上記の通り正に領収致しました。 消費税 ¥

収入印紙

登録番号 T9810521731206

種 別	金 額
現 金	
小 切 手	
銀行振込	

扱者印



板前料理

懐石料理

味処 そのべ さくら亭

曾野部 好 信

〒050-0074 室蘭市中島町2丁目24-18 ☎46-3018

① 調査研究費 (№ 1-8)

領収証

No.

野田市議会 政清会 様

2025 年 8 月 20 日

金 額								

但 ☒ 御食事代 2000円 × 6名様
☐ 飲食料品等 (軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 8% (税込・税抜) 金額 消費税額等

10% (税込・税抜) 金額 消費税額等

12,000 / 1,091

現金・カード・()

HISAGO #778

〒073-0032

北海道滝川市明神町3丁目

TEL 0125-22-2989 FAX

松尾ジンギスカン

店長 安原 雅

登録番号 T3430001043711





ご搭乗案内

Boarding information slip

-----この控えは着地までご携帯ください-----

ヤマグチ カツミ様

306

◆出発DEPARTURE

◆行先DESTINATION

東京

⇒ 札幌

TOKYO HANEDA

NEW CHITOSE

◆便名FLIGHT

JAL 507

◆搭乗口 GATE

17

◆座席SEAT

49D

◆搭乗日 DATE

8/19

◆運賃種別 FARE TYPE

LHHTHEAB

◆出発時刻 DEP. TIME

08:55

◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time

08:45

◆搭乗案内 BOARDING INFORMATION

BOARDING GROUP 3

出発時刻10分前までに搭乗口へ
お越しにならなかった場合はご搭乗いただけません

これは搭乗控えです 搭乗口では保安検査場と同じ
JAL-ICまたは2次元バーコードをかざしてください

Operation JAL



ご搭乗案内

Boarding information slip

-----この控えは着地までご携帯ください-----

ナカムニ ユウスケ様

302

◆出発DEPARTURE

◆行先DESTINATION

東京

⇒ 札幌

TOKYO HANEDA

NEW CHITOSE

◆便名FLIGHT

JAL 507

◆搭乗口 GATE

17

◆座席SEAT

48G

◆搭乗日 DATE

8/19

◆運賃種別 FARE TYPE

LHHTHEAB

◆出発時刻 DEP. TIME

08:55

◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time

08:45

◆搭乗案内 BOARDING INFORMATION

BOARDING GROUP 3

出発時刻10分前までに搭乗口へ
お越しにならなかった場合はご搭乗いただけません

これは搭乗控えです 搭乗口では保安検査場と同じ
JAL-ICまたは2次元バーコードをかざしてください

Operation JAL



ご搭乗案内

Boarding information slip

-----この控えは着地までご携帯ください-----

ヒライ タダカズ様

300

◆出発DEPARTURE

◆行先DESTINATION

東京

⇒ 札幌

TOKYO HANEDA

NEW CHITOSE

◆便名FLIGHT

JAL 507

◆搭乗口 GATE

17

◆座席SEAT

48D

◆搭乗日 DATE

8/19

◆運賃種別 FARE TYPE

LHHTHEAB

◆出発時刻 DEP. TIME

08:55

◆搭乗締切時刻 Boarding Close Time

08:45

◆搭乗案内 BOARDING INFORMATION

BOARDING GROUP 3

出発時刻10分前までに搭乗口へ
お越しにならなかった場合はご搭乗いただけません

これは搭乗控えです 搭乗口では保安検査場と同じ
JAL-ICまたは2次元バーコードをかざしてください

Operation JAL



ご搭乗案内

Boarding information slip

-----この控えは着地までご携帯ください-----

フカイ カズユキ様

301

◆出発DEPARTURE

◆行先DESTINATION

東京 ⇒ 札幌

TOKYO HANEDA

NEW CHITOSE

◆便名FLIGHT

JAL 507

◆搭乗口 GATE

17

◆座席SEAT

49E

◆搭乗日 DATE

8/19

◆運賃種別 FARE TYPE

LHHTHEAB

◆出発時刻 DEP. TIME

08:55

◆搭乗締切時刻

Boarding Close Time

08:45

◆搭乗案内 BOARDING INFORMATION

BOARDING GROUP 3

出発時刻10分前までに搭乗口へ

お越しにならなかった場合はご搭乗いただけません

これは搭乗控えです 搭乗口では保安検査場と同じ
JAL-ICまたは2次元バーコードをかざしてください

Operation JAL



ご搭乗案内

Boarding information slip

-----この控えは着地までご携帯ください-----

キムラ キンイチ様

303

◆出発DEPARTURE

◆行先DESTINATION

東京 ⇒ 札幌

TOKYO HANEDA

NEW CHITOSE

◆便名FLIGHT

JAL 507

◆搭乗口 GATE

17

◆座席SEAT

49G

◆搭乗日 DATE

8/19

◆運賃種別 FARE TYPE

LHHTHEAB

◆出発時刻 DEP. TIME

08:55

◆搭乗締切時刻

Boarding Close Time

08:45

◆搭乗案内 BOARDING INFORMATION

BOARDING GROUP 3

出発時刻10分前までに搭乗口へ

お越しにならなかった場合はご搭乗いただけません

これは搭乗控えです 搭乗口では保安検査場と同じ
JAL-ICまたは2次元バーコードをかざしてください

Operation JAL



ご搭乗案内

Boarding information slip

-----この控えは着地までご携帯ください-----

キナセ ノブト様

304

◆出発DEPARTURE

◆行先DESTINATION

東京 ⇒ 札幌

TOKYO HANEDA

NEW CHITOSE

◆便名FLIGHT

JAL 507

◆搭乗口 GATE

17

◆座席SEAT

48E

◆搭乗日 DATE

8/19

◆運賃種別 FARE TYPE

LHHTHEAB

◆出発時刻 DEP. TIME

08:55

◆搭乗締切時刻

Boarding Close Time

08:45

◆搭乗案内 BOARDING INFORMATION

BOARDING GROUP 3

出発時刻10分前までに搭乗口へ

お越しにならなかった場合はご搭乗いただけません

これは搭乗控えです 搭乗口では保安検査場と同じ
JAL-ICまたは2次元バーコードをかざしてください

Operation JAL

表示：2025年9月5日

No.115642481

搭乗証明書

CERTIFICATE FOR BOARDING

下記の通り、ご搭乗されたことを証明いたします。

記

1. お客様氏名 Passenger's Name	ヒライ タダカズ 様
2. 搭乗日 Date	2025年8月21日
3. 航空会社 Carrier	株式会社AIRDO
4. 便名 Flight No.	ADO084
5. 座席番号 Seat No	28C
6. 区間 Sector	旭川→東京(羽田)
7. 出発時刻 Departure Time	14:30

This is to certify that passenger has been on board our flight as indicated above.

AIR DO

表示：2025年9月5日

No.115642480

搭乗証明書

CERTIFICATE FOR BOARDING

下記の通り、ご搭乗されたことを証明いたします。

記

1. お客様氏名

Passenger's Name

ナカムラ ユウスケ 様

2. 搭乗日

Date

2025年8月21日

3. 航空会社

Carrier

株式会社AIRDO

4. 便名

Flight No.

ADO084

5. 座席番号

Seat No

28E

6. 区間

Sector

旭川→東京(羽田)

7. 出発時刻

Departure Time

14:30

This is to certify that passenger has been on board our flight as indicated above.

AIR DO

表示：2025年9月5日

No.115642483

搭乗証明書

CERTIFICATE FOR BOARDING

下記の通り、ご搭乗されたことを証明いたします。

記

1. お客様氏名 Passenger's Name	ヤマグチ カツミ 様
2. 搭乗日 Date	2025年8月21日
3. 航空会社 Carrier	株式会社AIRDO
4. 便名 Flight No.	ADO084
5. 座席番号 Seat No	29C
6. 区間 Sector	旭川→東京(羽田)
7. 出発時刻 Departure Time	14:30

This is to certify that passenger has been on board our flight as indicated above.

AIR DO

表示：2025年9月5日

No.115642478

搭乗証明書

CERTIFICATE FOR BOARDING

下記の通り、ご搭乗されたことを証明いたします。

記

1. お客様氏名

Passenger's Name

キナセ ノブト 様

2. 搭乗日

Date

2025年8月21日

3. 航空会社

Carrier

株式会社AIRDO

4. 便名

Flight No.

ADO084

5. 座席番号

Seat No

28D

6. 区間

Sector

旭川→東京(羽田)

7. 出発時刻

Departure Time

14:30

This is to certify that passenger has been on board our flight as indicated above.

AIR DO

表示：2025年9月5日

No.115642479

搭乗証明書

CERTIFICATE FOR BOARDING

下記の通り、ご搭乗されたことを証明いたします。

記

1. お客様氏名 Passenger's Name	キムラ キンイチ 様
2. 搭乗日 Date	2025年8月21日
3. 航空会社 Carrier	株式会社AIRDO
4. 便名 Flight No.	ADO084
5. 座席番号 Seat No	29E
6. 区間 Sector	旭川→東京(羽田)
7. 出発時刻 Departure Time	14:30

This is to certify that passenger has been on board our flight as indicated above.

AIR DO

表示：2025年9月5日

No.115642482

搭乗証明書

CERTIFICATE FOR BOARDING

下記の通り、ご搭乗されたことを証明いたします。

記

1. お客様氏名 Passenger's Name	フカイ カズユキ 様
2. 搭乗日 Date	2025年8月21日
3. 航空会社 Carrier	株式会社AIRDO
4. 便名 Flight No.	ADO084
5. 座席番号 Seat No	29D
6. 区間 Sector	旭川→東京(羽田)
7. 出発時刻 Departure Time	14:30

This is to certify that passenger has been on board our flight as indicated above.

AIR DO

旅費支出内訳書

会派名 政清会

視察日	令和 8年 1月 21日 (水) ~ 令和 8年 1月 23日 (金) 3日間				
視察場所	① 香川県善通寺市 ② 愛媛県新居浜市 ③ 香川県高松市				
調査事項	① 議会運営について ② 子どもを産みやすいまちづくりについて ③ 雨水利用促進助成制度をはじめとする雨水利用の取組について				
参加人員 5人	支出	内 訳			領収書 チケット
	1,155	保険代	231 円 × 5 人	○	No 2-1
	11,583	お土産代	11,583 円	○	No 2-2
1月21日	324	東武アーバンパーク イン乗車券 (愛宕 ~ 柏)	324 円 × 1 人		
	522	東武アーバンパーク イン乗車券 (野田市 ~ 柏)	261 円 × 2 人		
	261	東武アーバンパーク イン乗車券 (梅郷 ~ 柏)	261 円 × 1 人		
	209	東武アーバンパーク イン乗車券 (運河 ~ 柏)	209 円 × 1 人		
	57,950	JR乗車券 (柏 ~ 善通寺)	11,590 円 × 5 人	○	No 2-3
	31,300	新幹線特急券 ひかり (東京 ~ 岡山)	6,260 円 × 5 人	○	No 2-4
	8,200	JR乗車券 (善通寺 ~ 新居浜)	1,640 円 × 5 人	○	No 2-3
	47,750	宿泊代 (5人分)	9,550 円 × 5 人	○	No 2-5
	10,000	夕食代 (5人分)	2,000 円 × 5 人	○	No 2-6
小 計	169,254				

	支 出	内 訳	領収書	チケット
1月22日	1,050	瀬戸内バス (簡易裁判所前 ~ 新居浜駅) 210 円 × 5 人		
	11,550	JR乗車券 (新居浜 ~ 高松) 2,310 円 × 5 人	○	No 2-3
	10,950	JR特急券 (新居浜 ~ 高松) 2,190 円 × 5 人	○	No 2-8
	68,750	宿泊代 (5人分) 13,750 円 × 5 人	○	No 2-5
	10,000	夕食代 (5人分) 2,000 円 × 5 人	○	No 2-7
小・計	102,300			

	支 出	内 訳	領収書	チケット
1月23日	58,250	JR乗車券 (高松 ~ 柏) 11,650 円 × 5 人	○	No 2-3
	32,300	新幹線特急券 ひかり (岡山 ~ 東京) 6,460 円 × 5 人	○	No 2-4
	209	東武アーバンパーク イン乗車券 (柏 ~ 運河) 209 円 × 1 人		
	261	東武アーバンパーク イン乗車券 (柏 ~ 梅郷) 261 円 × 1 人		
	522	東武アーバンパーク イン乗車券 (柏 ~ 野田市) 261 円 × 2 人		
	324	東武アーバンパーク イン乗車券 (柏 ~ 愛宕) 324 円 × 1 人		
	1,900	JR乗車券・指定席特急券キャンセル料(1人分)	○	No 2-9
小 計	93,766			
合 計	365,320			

No: 86550 - 5058 - 1 発行日: 2026年1月19日

埼玉県知事登録旅行業第2-808号
株式会社 旅クラブジャパン
〒343-0041埼玉県越谷市千間台西5-3-58
TEL 048-978-6066 FAX 048-973-1123
代表取締役社長 天野正幸
国内旅行業務取扱管理者 天野正幸
取扱担当者

登録番号: T7030001064324

人数 (5) 名
大人 (5) 名 小人 () 名 () 名

領 収 書

野田市議会 政清会 様

旅行日 2026年1月21日 (水) ~ 2026年1月23日 (金)
行先 愛媛 香川

下記、正に領収いたしました。

金額(税込)	¥1,155
--------	--------

摘 要	数 量	単 価(税込)	金 額(税込)	税 率
傷害保険代	1	1,155	1,155	10%

税率区分	税抜金額	消費税	税込金額
合 計	1,050	105	1,155
10%対象	1,050	105	1,155
8%対象			
0%対象			

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

1/21~1/23傷害保険料として

① 調査研究費(No 2-2)

領 収 証

野田市議会 政清会様

No. _____

★ ￥ 11,583-

但し お品代とL2

8 年 1 月 9 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
10%	¥4,455	¥405
8%	¥7,128	¥528

株式会社 大 川 屋
〒278-0037 千葉県野田
TEL. 04-7124-2461 FAX
登録番号 T1-0400-0107-1127

扱 者 印


様

行先 愛媛 香川

下記、正に領収いたしました。

¥ 135,950

大人 (5) 名 小人 () 名 () 名

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

JR乗車券代として(1/21:①57,950円、②8,200円、1/22:11,550円、1/23:58,250円)

大人 (5) 名 小人 () 名 () 名

様

行先 愛媛 香川

¥ 70,000

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

JR特急券代（新幹線）として（1/21:34,500円、1/23:35,500円）

1/23 新幹線「のぞみ特急券代 35,500円」のうち「ひかり特急券代相当分 32,300円」を政務活動費から支出(差額 3,200円は別表外)

領 収 証

野田市議会 政清会様

¥ 10,000 -

但 御食事代 (2,000円 × 5人)
上記正に領収いたしました

令和 8 年 1 月 21 日

収 入
印 紙

	税抜金額	消費税額
消費税(8%)		
消費税(10%)	9,091	909

有限会社 常 富 寿 司

代表取締役 村 上 伸

新居浜市八雲町9
TEL (0897) 33-1615
登録番号 T4500002016799

領 収 証 野田市議会 政清会様

No. _____

金 額

¥ 10000

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 御食事代 (内部2000円 × 5人)
令和 8 年 1 月 22 日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

消費税額等(%)

しんみう精肉店

登録番号 T4470001017199

収入印紙

JR特急券代（在来線）として（1/22）

大人 (1) 名 小人 () 名 () 名

様

先行 取消料

下記、正に領収いたしました。

¥ 1,900

JR乗車券代(220円×4区間)、JR指定席特急券代(340円×3区間)として

※は軽減税率対象
(非)は非課税対象

⑤ 資料作成費(№ 1)

領 収 証 野田市政清会 様 No.

★ 8,910 -

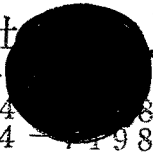
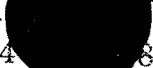
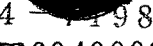
但 4A分パソコン賃貸料

7 年 5 月 2 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

有限会社  マ
千葉県野  瀬 3194
TEL 04  8 - 0220
FAX 04  98 - 5055
T6040002097918

⑤ 資料作成費(No. 2)

領 収 証 野田市政清会 様 No.

★ 8,910 -

但 パソコン賃貸料 5月分

7年 6月 3日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

有限会社 ママ
千葉県野田 瀬 3194
TEL 04 - 0220
FAX 04 - 5055

T6040002097918

⑤ 資料作成費(№ 3)

領 収 証 野田市政清会 様 No.

★ 8,910 -

但 パソコン賃貸料 6月分

7 年 7 月 3 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-46

有限会社 ママ
千葉県野田 瀬 3194
TEL 04 - 708 - 0220
FAX 04 - 708 - 5055
T6040002097918

⑤ 資料作成費(№ 4)

領 収 証 野田市議会 政清会様 No.

★ 8,910 -

但 パソコン貸料 7月分

7 年 8 月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

有限会社 ママ

千葉県野田 瀬 3194

TEL 04 - 7158 - 0220

FAX 04 - 7158 - 5055

T6040002097918

コクヨ ウケ-46

⑤ 資料作成費(№ 5)

領収証 野田市政清会 様 No.

★ 8,910 -

但 8月分パソコン貸賃料

7 年 9 月 2 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-46

有限会社 マ マ
千葉県野田 瀬 3194
TEL 04 - 0220
FAX 04 - 5055
T6040002097918

領 収 証 野田市政清会様 No.

★ 8.910-

但 9月分パソコン賃賃料

7年10月2日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-46

有限会社 マヌマ
千葉県野田 瀬3194
TEL 04 - 0220
FAX 04 - 5055
T6040002097918

領 収 証 野田市政会 様 No.....

★ 8,910 -

但 10月分パソコン貸貸料

7 年 11 月 5 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

有限会社 ママ
千葉県野 瀬 3194
TEL 04 - 0220
FAX 04 - 5055

T6040002097918

⑤ 資料作成費(№ 8)

領 収 証 野田市政清会様 No.

★ 8,910-

但 11月分パソコン賃貸料

7年12月2日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

有限会社 マヌマ
千葉県野田 額 3194
TEL 04 - 0220
FAX 04 - 5055
T6040002097918

コクヨ ウケ-46

領 収 証 野田市議会 政清会様 No.

★ 8,910-

但 12月分パソコン賃貸料

8 年 / 月 6 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

有限会社 オヌマ

千葉県野田 瀬 3194

TEL 04 - 0220

FAX 04 - 5055

T6040002097918

領収証 野田市議会 政清会様 No.

★ 8,910 -

但 パソコン賃貸料 / 月分

8年 2 月 5 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

有限会社 又 マ
千葉県野田 3194
TEL 04 - 0220
FAX 04 - 5055

T6040002097918

⑤資料作成費(№ 11)

領 収 証 野田市政清会 様 No.

★ 8,910 -

但 2月分パソコン賃貸料

8 年 3 月 4 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

有限会社 ナ マ
千葉県野田 瀬 3194
TEL 04 - 0220
FAX 04 - 5055

コクヨ ウケ-46

T6040002097913

⑤ 資料作成費(№ 12)

納入通知書兼領収書 野田市

登録番号 T4000020122084

住所	千葉県野田市鶴奉 7 - 1					
氏名	政清会 様					
年度	07	会計	一般会計			
款	項	目	節	摘要	予算区分	調定番号
22	04	03	01	077	現年度	07066137
金額		1,432 円				
		10%対象	1,432 円	消費税等	130 円	
納期限		令和 8年 3月31日				
内容	複写機使用料 4～3月分(政清会)					
取扱課名		議会事務局				
上記のとおり納入してください。						
令和 8年 3月17日			領収日付印			
野田市長 鈴木 有						
収納金融機関						

野 田 市

領収証 野田市政清会様 No.

★ 8,910 -

但 ハンコン貸賃料 3月分

8 年 3 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

有限会社 又 マ
千葉県野 関ヶ瀬 3194
TEL 04 98-0220
FAX 04 98-5055

T6040002097918

⑧ その他の経費(No 1)

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名	野田市議会 様
お客様番号	249-5891-102
金額	83703 円
お支払期間	令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月
受取人	本証は放送受信料の前払証にかわるもの です。大切に保管してください。 日本放送協
お問い合わせ先・電話番号	NHK ふれあいセンター 0570-077-077
領収日附印 (金融機関・CVS収入印紙貼付欄)	
金融機関・CVSへお客様	

NHK受信料 83,703 円のうち

政 清 会 負担分として 11,959 円

⑧ その他の経費(№ 2)

領収証

いつも安い、なんでも頼れる



登録番号 T9110001002050

野田市議会 政清会 様

パワー野田店

04-7120-8560

一緒に働く仲間を募集中!!

当店従業員までお声掛け下さい。

またのご来店お待ちしております。

2025年 5月28日(水) 11:49 1142-0063

3360

28 ケ-ス) コピ-用紙 A4 ¥1,990

小計 ¥1,990

商品計 1点

合 計 ¥1,990

お預り ¥2,000

お釣り ¥10

(内消費税10%対象額 ¥1,990)

(内消費税 10% ¥180)

9P



新製品が安い KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2025年 7月18日(金)

16時44分

(1066000926855)

会員番号

<明細>

1 ●インクカートリッジ ・ 持帰
エプソン
4988617378346 IB09KB 1点 10%
¥4,094
5%値引対象

2 ●インクカートリッジ ・ 持帰
エプソン
4988617378346 IB09KB 1点 10%
¥4,094
5%値引対象

3 使用済みインク値引き ・ 持帰
-----*
2098010128256 インク社"¥10I" 2点 10%
¥0

明 細 小 計 ¥8,188

B 値 引 -20

4点/合計 ¥8,168

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥8,168
(内消費税額 ¥742)

[0111190-011228439-2310009343328]

領 収 証

2025年 7月18日(金)

16時44分

野田市議会 政清会 様

金額 ¥8,168

(内消費税等 ¥742)

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥8,168
(内消費税額 ¥742)

但し、お品代として

上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金 ¥8,168
(内消費税等 ¥742)

現金お預かり ¥10,070
お釣り ¥1,902

登録番号:T6050001000897

株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ野田泉店

電話番号 04-7129-9161

販売担当者228439

店コード 2200001111905
売上伝票番号 2310009343328

⑧ その他の経費(№ 4)

領収証

いつも安い、なんでも頼れる



登録番号 T9110001002050

野田市議会

政清会

様

パワー野田店

04-7120-8560

一緒に働く仲間を募集中!!

当店従業員までお声掛け下さい。

またのご来店お待ちしております。

2025年 9月20日(土) 14:04 1142-0063

6565

28 ケ-ス) 北°-用紙 A4 ￥1,890

小計 ￥1,890

商品計 1点

合 計 ￥1,890

お預り ￥2,000

お釣り ￥110

(内消費税10%対象額 ￥1,890)

(内消費税 10% ￥171)

8P



新製品が安い
KS ケーズデンキ

⑧ その他の経費(勘 5)

お買上げ明細

2025年 9月28日(日)

14時34分

(1066000926855)

会員番号

-----<明細>-----

1 ●インクカートリッジ ・ 持帰
エプソン
4988617378438 IB09CL4B 10%
1点 ￥7,837
5%値引対象

2 ●インクカートリッジ ・ 持帰
エプソン
4988617378346 IB09KB 10%
2点 ￥8,188
5%値引対象

3 使用済みインク値引き ・ 持帰
-----*
2098010128256 イク社”キ10I” 10%
6点 ￥0

明 細 小 計 ￥16,025

日 値 引 -60

9点/合計 ￥15,965

税率別内訳 / 課税対象額 10% ￥15,965

(内消費税額 ￥1,451)

[0111190-011123383-2310008860192]

領 収 証

2025年 9月28日(日)

14時34分

野田市議会 政清会 様
金額 ￥15,965

(内消費税等 ￥1,451)

税率別内訳 / 課税対象額 10% ￥15,965

(内消費税額 ￥1,451)

但し、お品代として

上記金額正に領収致しました。

-----<決済内訳>-----

現金 ￥15,965

(内消費税等 ￥1,451)

現金お預かり ￥16,065

お釣り ￥100

登録番号:T6050001000897

株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ野田泉店

電話番号 04-7129-9161

販売担当者123383

店コード 2200001111905

売上伝票番号 2310008860192

新製品が安い KS ケーズデンキ

③ その他の経費(№ 6)

お買上げ明細

2026年 1月 7日(水)

14時13分

(1066000926855)

会員番号

＜明細＞

1 ●インクカートリッジ	・ 持帰
エプソン	
4988617378346 IB09KB	10%
2点	¥8,188
5%値引対象	

2 使用済みインク値引き	・ 持帰
-----*	
2098010128256 インクカートリッジ	10%
2点	¥0

明 細 小 計	¥8,188
B 値 引	-20
4点/合計	¥8,168
税率別内訳 / 課税対象額 10%	¥8,168
(内消費税額)	¥742

[0111190-011124168-2310008971157]

領 収 証

2026年 1月 7日(水)

14時13分

野田市議会 政清会 様

金額 ¥8,168

(内消費税等)	¥742
税率別内訳 / 課税対象額 10%	¥8,168
(内消費税額)	¥742

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

＜決済内訳＞

現金	¥8,168
(内消費税等)	¥742

現金お預かり	¥10,000
お釣り	¥1,832

登録番号:T6050001000897
株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ野田泉店
電話番号 04-7129-9161
販売担当者124168

店コード 2200001111905
売上伝票番号 2310008971157

オンライン出張修理受付
↓大型家電の出張修理の申し込みはこちらから↓





2025年12月18日 上記正に領収しました。 振替
株式会社コメリ パワー野田店
新潟県新潟市南区清水4501-1
TEL 04-7120-8560
登録番号T9110001002050 ◇◇印刷面を内側に折って保管して下さい。◇◇

3581

領 収 証

000061496号

野田市政会 様

¥1,890.

入し コピー用紙代として

領収証明細書

2025年12月18日(木)16:31 1142-0006

3581

28 ケース)コピー用紙 A4 ¥1,890

小計	¥1,890
商品計	1点
合 計	¥1,890
お預り	¥10,000*
お釣り	¥8,110
(内消費税10%対象額	¥1,890)
(内消費税 10%	¥171)

OP



Nojima

www.nojima.co.jp

事業登録番号: T4021001013588

領 収 書

野田市議会 政清会 様

¥28,260

(内消費税等 ¥2,569)
内訳 現金 ¥28,260

但 トナーカートリッジ、インク代として

2026年03月08日(日)

株式会社ノジマ 04-7123-3351



お買上げ日 2026年03月08日 17:27
ご購入店 イオンノア
TEL 04-7123-3351
販売員 076962<076962>
ご購入店 177 伝票No. 515403
顧客ID

1 21 トナーカートリッジ P
CRG331M 4960999904719
9,460 × 1 内 9,460
予定日: 2026年03月15日 12~14時
2 21 トナーカートリッジ P
CRG3312BKL 4960999904825
10,120 × 1 内 10,120
予定日: 2026年03月15日 12~14時
3 21 純正インク P
IB09CL4A 4988617378353
4,590 × 1 内 4,590
予定日: 2026年03月15日 12~14時
4 21 純正インク P
IB09KB 4988617378346
4,090 × 1 内 4,090
予定日: 2026年03月15日 12~14時
軽 印は軽減税率(8%)適用商品(内税)

税込価格計 ¥28,260

税別本体価格計(10.0%) ¥25,691
消費税(10.0%) ¥2,569

合 計 ¥28,260
現 金 ¥28,260
お預り ¥30,000
お釣り ¥1,740

荷量の増加に伴い、
日時を指定した場合でも
お荷物のお届けが遅れる
可能性があります。

令和7年8月31日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

政 清 会
会長 平 井 正 一

出張調査報告書

1 出張者名 平井 正一 山口 克己 木名瀬 宣人
 木村 欽一 中村 裕介 深井 和幸

2 出張先及び調査事項

- (1) 北海道 札幌市 駒岡清掃工場更新事業について
- (2) 北海道 登別市 市民プールらくあについて
- (3) 北海道 富良野市 富良野市スマートシティの推進について

3 出張期間

令和7年8月19日（火） ～ 令和7年8月21日（木）

4 調査報告

(1) 札幌市 駒岡清掃工場更新事業について

◇ 札幌市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 大正11年8月1日

②人 口 1,956,928人（1,104,953世帯）

③面 積 1,121.26平方キロメートル

④視察地選択の理由（市政との関連性）

札幌市駒岡清掃工場（更新後施設）は、環境・エネルギー・地域融和を次世代につなぐ廃棄物処理施設として高効率エネルギー回収システムを導入し、旧清掃工場以上の発電量や熱供給ができ、災害時の地域の防災拠点となり「将来にわたり持続可能で活力あるまち」の実現に向けて、実効性のある取組を推進している。

野田市は関宿町と合併した時には、各々に清掃工場があり2か所で清掃事業

を実施していた。しかしながら諸般の事情により閑宿地域をカバーしていた清掃工場が稼働停止になり、その後解体されたことから、この地域の可燃ごみについては、近隣の自治体に協力をお願いするのではなく、一般の業者に処理を委託しているところである。野田地域をカバーする清掃工場も建設後40年を越しており、過去に何度か建て替えの計画が持ち上がったが、多くの問題点があり全て断念している現状となっている。この老朽化した清掃工場の稼働運用を、市は長寿命化計画の下で進めていくとしている。現在進めている長寿命計画にも限りがあることから、今後必ず必要になる新清掃工場建設にあたり、札幌市が取り組んでいる「環境・エネルギー・地域融和を次世代につなぐ廃棄物処理施設」を学ぶため視察地を選定した。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午後2時 ～ 午後3時30分
②視察会場 札幌市駒岡清掃工場会議室
③応対者職氏名
札幌市環境局環境事業部 駒岡清掃工場長 水城 洋一 氏
同環境事業部 駒岡清掃工場 管理係長 三好 一也 氏
同環境事業部 施設管理課施設建設担当
係長 田中 雅樹 氏

◇ 調査事項の概要

札幌市駒岡清掃工場（更新後施設）は、焼却施設棟、破砕施設棟、管理棟で構成され、札幌市内で排出されたごみを適正に処理されている。また、ごみを燃やしたときの熱を有効利用した発電や地域熱供給、鉄やアルミの回収など、循環型社会、脱炭素社会の実現に向けた様々な取組について調査をした。

（1）施設の概要
敷地面積 83,000 平方メートル
焼却施設棟・処理方法 全連続燃焼型（ストーカ式）
・処理能力 600 トン/日（300 トン/日×2 炉）
破砕施設棟・処理方法 破砕、選別
・処理能力 130 トン/日（剪断ライン:80 トン/日）
（回転破砕ライン:50 トン/日）

管理棟・階数 地上3階 ・用途 事務室、見学対応、避難所など

(2) 環境に対して安全、安心を約束する施設

この施設の排ガス基準には法規制よりも厳しい自主管理値を定め、発生抑制と除去技術を組み合わせ、自主管理規制を遵守している。また実績に基づく信頼性の高い機器を組み合わせ、高効率に金属類を選別している。

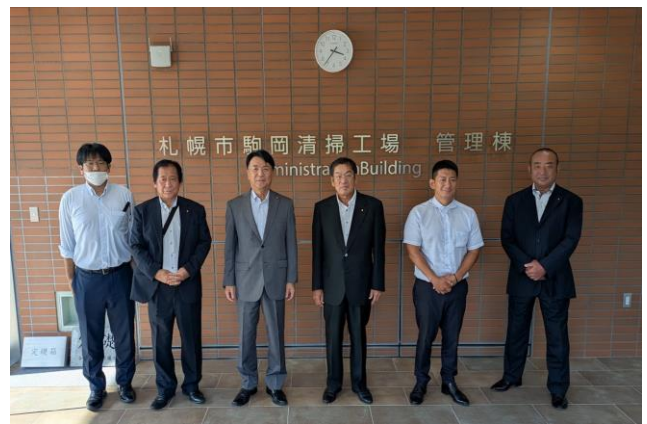
(3) 高効率なエネルギー回収を行う施設

ごみを燃やしたときに発生する熱を利用し、高温・高圧蒸気による高効率発電を行い、発電した電力は場内利用し、余剰電力は売電している。タービン抽気蒸気や排気蒸気を利用し、場内の熱利用を行っている。また、真駒内地域の地域熱供給のために蒸気を供用し、給湯・暖房などに活用している。

(4) 地域への融和に貢献する施設

敷地内の周辺に緩衝緑地を設け周囲の自然との連続性を確保しながら、敷地内の保全緑地及び広場を設け地域イベント等を通じて地域の融和を図っている。

また、本施設を重要施設として位置付け、建物の耐震性を一般建築物より25%向上させている。管理棟は避難場所としての役割もあり、避難スペース、備蓄品を確保している。さらに、常用・防災兼用のCGS発電機を備え、災害等による停電時においても施設の運転、避難所の運営を可能としている。



◇ 所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

札幌市駒岡清掃工場（更新後施設）は発寒清掃工場、白石清掃工場と共に市内に3か所ある清掃関連施設の1つであり、札幌市はこの3工場体制で清掃事業を維持している。旧駒岡清掃工場が2025年で築40年を過ぎて建て替えの時期となることから、平成26年度から基本構想、基本計画、環境アセスメント等の準備を進め、令和元年度に敷地造成工事を始め、令和2年度から設計・建設

工事に着工し令和7年度8月に竣工に至っている。

野田市の場合も、現清掃工場は築40年を過ぎており、旧関宿町との合併後から新清掃工場建設用地について、選定を試みているがいまだに決まっていない状況である。今後を考えると、早急に用地を選定し新清掃工場建設計画を進めるべきと考えるが、現在の野田市においては施設の長寿命計画を優先し維持管理を実施しており、今後の新清掃工場建設に関しては未定である。

札幌市の例を取ってみても基本計画から工場の竣工まで約10年をかけている。この清掃工場の事業内容は非常に先進的な施設であり、大いに参考となる事例でもある。野田市とは一概に比較できないが、施設の規模、処理能力などは数倍大きいことを考慮しても、事業方式（DBO方式）などを野田市においても取り入れて新清掃工場建設を早急に進めることが必要だと思う。

(2) 登別市 登別市民プールらくあについて

◇ 登別市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 昭和 45 年

②人 口 44,451 人 (23,993 世帯)

③面 積 212.21 平方キロメートル

④視察地選択の理由 (市政との関連性)

北海道の南西部に位置し、形状はほぼひし形をなしている。南は太平洋に面し、その海岸線はほぼ一直線、東は登別漁港、クッタラ湖付近で白老町と接し、北はオロフレ峠、来馬岳付近で壮瞥町に接し、登別温泉を抱える北海道有数の観光都市であるとともに、本道で最も進んだ重工業地帯の室蘭工業圏の一翼として発展してきた。

視察地である北海道登別市の市民プールらくあは、登別市にある屋内温水プール施設であり、公認競技 25 メートルプール、流水歩行プール、子供用プールやトレーニング設備を備えたスポーツ施設である。野田市においては、現在、総合公園水泳場の廃止と新たな水泳施設の建設が計画されており、その検討の際の参考として視察地に選定した。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午前 10 時 ～ 午後零時

②視察会場 登別市民プールらくあ

③応対者職氏名

登別市議会 議長 千田 文孝 氏

同事務局 総務グループ 山本 直人 氏

登別市教育委員会教育部 社会教育グループ

地域クラブ活動推進主幹 相澤 恭介 氏

◇ 調査事項の概要

登別市の市民プールらくあは、約 20 年前の平成 16 年に供用開始。開始に当たり市民公募で名称を募集した。

施設設備としては、水泳協会から公認を受けた 25m プールを始め、歩行用流水プール、リラクゼーションプール及び多目的プールの 4 種のプールを設置。その他各種トレーニング機器を有したトレーニングルームを整備していた。

各プールの概要は、以下のとおりである。

●公認競泳プール

電光掲示板を備えた新基準公認プール〔日本水泳連盟公認 No. 2864〕

※25メートル×7コース（25メートル×19.5メートル）、深さ1.35メートル（1～4コース）

※身体障害者用リフトあり

●流水プール

30メートルの距離があり、水中歩行を楽しむことができる。

流水の補助によって腰痛、膝痛がある方でも無理なく運動できる。

流水に逆らって歩くことにより通常の歩行よりも身体を使う運動ができる。

※身体障害者用リフトあり

●リラクゼーションプール

気泡と噴流によって全身マッサージが受けられる。泡・水圧などにより運動後の疲れた筋肉をクーリングダウン、腰・肩などのマッサージ効果が期待できる。

●多目的プール

面可動床になっており、水中運動等の教室を行っているプールであり、教室のない時間帯は水深を浅めに設定しているので、子供連れの家族が利用しやすい。

また土曜日・日曜日は、水深が70センチメートルに設定されているため、子供と一緒に安全に利用することができるようになっている。

身体障害者の方はスロープを使って車椅子のまま利用することも可能。

公認競泳プールと多目的プールは、可動式の床を採用している。

上昇範囲は、最高で水面まで上昇することができるため、車椅子利用者も入水することができる。

その他の施設としては、採暖室やトレーニングルーム、研修室や児童室も設置している。

日本水泳連盟公認プールであることから、全国大会レベルの大会も年数回開催しており、その他のプールでも各種教室を開催している。

北海道内の小学校にはプールがほとんどないという地域性があり、登別市も同

様に市内の小中学校にはプール施設が整備されていないことから、小中学校のプール授業としても活用している。

利用料は、一般 500 円、高齢者 300 円、高校生 200 円、小学生 100 円。

このプール施設の特徴としては、道路を挟んで建設されている焼却施設の排熱を利用してプールの温度を調整しており、今年の 3 月にオンサイト P P A モデル型の太陽光発電施設を設置した環境に配慮された施設になっている。

近年は大規模な修繕工事が行われており、プールの修繕費や運営委託している指定管理料がランニングコストの大半を占めている。

授業でのプール利用の際の経費としては、プール使用料は条例により免除、指定管理料は、毎年、プール授業が開催される回数等に応じて算定されている。

登別市内小学校 7 校のプール授業は、全てらくあで行われており、1 学年で年 3 回の授業が行われている。施設までの移動手段であるバスの貸出し料は、年 350 万円の予算を確保して運用している。

市民プールとしての運営に支障が出ないように、1～2 時間目が 1・2 年生、3～4 時間目が 3・4 年生、5～6 時間目が 5・6 年生というようなスケジュールを組み、なるべく 1 日にまとめて授業ができるようにしていた。

指導員は、指定管理者で用意するのではなく教職員が指導している。

指定管理を活用した事業では、アクアビクス、水泳教室、ヨガ教室が行われ、プール祭り（無料開放）などのイベントも開催され、夏休み期間中は市内の小中学生に無料開放しており、様々な事業やイベントで活用している。



◇ 所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

野田市内の小学校のプールの多くは、昭和 40 年～50 年にかけて作られていることから、ほとんどのプール施設で老朽化が進み、大規模改修が必要となる

時期を迎えている。さらに総合公園水泳場の運営停止に伴い、市内の小中学校を含めて市全体としてのプールの在り方を総合的に考えなくてはならない状況となっている。

視察した登別市のらくあは、低年齢層から高齢者、単身者からファミリー層まで、多様な形態にも対応できるように整備されており、さらに小中学校の水泳授業にも対応することで、市内のプール施設の集約化に成功している。

地域的に海水浴をする機会が少ない中で、らくあによって多くの市民が1年中、水に親しむ機会が提供されており、野田市においても1年中使える施設があることで、市民サービスの向上につながると考える。

野田市のプール授業の課題としては、プール施設等の老朽化、教職員の指導力の差、熱中症の危険等の安全管理などいろいろ課題がある中で、既存プールの修繕は、非常に深刻な状況であり、全ての小中学校のプールを大規模改修することはコスト的に不可能であると考えます。

そのため、野田市においても全ての小中学校に1つずつプールがある必要はなく、1か所の温水プール施設に児童生徒がバス移動して授業を受けるというやり方に変えていく必要性を強く感じた。

市営で運営していた総合公園水泳場が施設の老朽化による安全上の問題、改修費の高騰などにより解体が決定し、現在、室内温水プールの整備を検討しているが、登別市のように小中学校の水泳授業の受け入れも含め、どのような規模で、どのようなプールが必要なのかも含め、しっかりと検討しなければならないと感じた。

今後、野田市において建設される温水プール施設については、らくあのように小中学校のプール授業、競技用としてのプール、高齢者のリハビリ等の利用や子供の水との触れ合い機会など、最小限のコストで多くの市民がいろいろな目的で利用できる施設となるよう総合的な視点で検討していかなければならないと感じた。

(3) 富良野市 富良野市スマートシティの推進について

◇ 富良野市の概要と施設地選択の理由

①市制施行 昭和 41 年 5 月

②人 口 19,949 人 (10,602 世帯)

③面 積 600.71 平方キロメートル

④視察地選択の理由 (市政との関連性)

富良野市は、北海道の中心標が立つ北海道のへそにあたり大雪山系と夕張山系に囲まれる。基幹産業は、農業であり特にタマネギ、ニンジン、メロンなどの野菜栽培と酪農が営まれ、スイーツコーンの生産量も多い。ふらのブランドのチーズなどの農畜産加工品を早くから育成。ラベンダーをはじめとする花畑やスキー場などには、年間多くの観光客が訪れる。

行政におけるデジタル化は、人口減少や少子高齢化の急速な進展によりサービスの担い手不足が懸念されているため、デジタル技術の活用がますます重要となっている。

富良野市は、令和 2 年度に「ICT 利活用推進計画」を策定し、当該計画の基本理念を「ひと・モノ・情報がつながるスマートシティ富良野～ICT の恩恵を市民誰もが享受できるデジタル社会をめざして～」とし、市役所内の DX と地域社会の DX を設定した。

野田市においても DX 化による市民の方々の利便性の向上と業務効率化の実現を目指し、デジタル化を推し進めていることから、先進地の富良野市を視察したもの。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午前 9 時 15 分 ～ 午前 11 時 30 分

②視察会場 富良野市議会委員会室 2

③応対者職氏名

富良野市議会 議長 渋谷 正文 氏

同 事務局長 今井 颯一 氏

富良野市 スマートシティ戦略室長 西村 成紀 氏

同スマートシティ戦略課長 木村 栄一 氏

◇ 調査事項の概要

政府は、令和2年12月「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示された。

この時期に富良野市は、令和2年度にICT利活用推進計画を策定し、市役所内のDXと地域社会のDXを設定した。

富良野市はまず、市役所内のDXとして、職員の働き方改革に取り組んだ。具体的には、庁内3,007業務の棚卸として、業務内容や事務件数及び事務時間などの業務量調査を実施し、並行して、庁内全35課を対象にヒアリングを行った。課題は、紙帳票の手入力に時間を要していた。さらに、議事録を作成するのに時間を要していることから、事務に係る業務負担を下げることにした。また、関連性が低い業務にまで時間を割いており、現行業務の改善や工夫に時間を割けないことから、本来の業務に集中することとした。職員の育成に十分な時間をかけられず、人事異動に最適化の余地があることから、人材育成の最適化を目指すとした。富良野市は、全職員にタブレット端末とモニターを貸与し、庁舎内に無線LANを構築した。

また、会議資料は印刷せず、タブレット端末を持ち出してのペーパーレス会議の開催や紙に判こを押さなくても、パソコン内で承認・決裁する電子決裁の導入、さらには、住民票・印鑑証明・税証明等は氏名や住所等を書かないで交付する書かない窓口を導入した。打合せや会議で収録した音声をAIが文字変換して議事録を作成したり、職員がパソコン内に入力していた作業をロボットが自動的に実施するRPA(※)を構築した(※RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略語で、パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術を指す。)

次に、地域社会DXの取組として、高齢者宅にスマートディスプレイを設置し見守り対策や市内中学校の野球部の活動について、千葉県船橋市からオンラインによる指導に関する実証実験を実施した。また、ワインぶどう祭りの会場やシャトルバス、駅やマルシェにビーコンを設置し、回遊状況や滞在時間に関するデータを取得し分析した。さらに、AIデマンド交通として、乗降場所から乗降場所までの乗り合い送迎サービス「ふらのり」やエリア内乗り放題運賃

無料の「ちょいのりタクシー」の実証実験、デジタル地域通貨を市内 32 店舗で
実証実験を行った。



◇ 所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

富良野市スマートシティの推進では、取組において成果も確認することができた。スマート自治体として、富良野市は「書かない窓口」では、住民票発行が4分短縮・電子決裁における業務削減は年間4,085時間、また、RPA・AI議事録作成では業務削減が年間1,027時間となった。ペーパーレス化の推進では、全庁、各執務室に設置している複合機から印刷された紙の合計枚数は令和3年度249万枚から令和6年度160万枚へと35.9%減少させた。

これらの成果を踏まえ富良野市は、令和6年3月に新たな富良野市DX推進計画を策定した。この計画の基本理念は「ひとに優しいデジタル都市をめざして～人間中心の未来社会を実現するデジタル化の推進～」とした。今後さらなるデジタル化を進めるに当たって、「ひとを大事にするマチであってほしい」「ひとの生きる力をサポートするデジタル化であってほしい」「全世代がつな

がりあえるデジタル化が必要」といった「ひと」を軸に集約された。人間中心の未来社会を実現するデジタル化に取り組むこととした。

一方、野田市においても、人口減少や少子高齢化の急速な進展によりサービスの担い手不足が懸念されているため、デジタル技術の活用がますます重要となっていることから、デジタルトランスフォーメーション（DX）化による市民の方々の利便性の向上と業務効率化の実現を目指し、デジタル化を推し進めている。

また、政府が掲げるデジタル社会の目指すビジョンの実現に向けて、野田市においても市民の方々のニーズを鑑みて行政サービスのデジタル化を行っている。主な内容は、1点目公共施設予約システムの拡充、2点目支所出張所へのキャッシュレス決済導入、3点目翻訳用タブレットの設置、4点目公衆無線LANの設置、5点目保育所ICT導入、6点目介護認定業務のデジタル化である。

さらに、電子申請システムの活用にも着手している。これまで行政機関に申請や届出をするには、書類を郵送するか直接窓口を持っていく必要があった。しかし、電子申請であれば、自宅や会社のパソコンやスマートフォンから申請や届出をインターネットを使って行うことができ、時間や場所を気にせずに申請を済ませることができる。野田市における現在の利用状況は、通年の38手続のほか、期間を限定した140手続が利用可能となっている。行政事務の効率化では、AI-OCR、RPAの活用・AI音声認識ツール（議事録作成）・ノーコードツールの活用・チャットツールの活用などにも着手している。

しかし、これら行政のデジタル化における業務への成果が公表されていない。しかも野田市行政改革大綱は令和7年3月31日に終期を迎えており、デジタルやICT関連の計画も見当たらない。野田市においても、DX化は着実に進めているが、計画・実行・評価・改善による業務の継続的な改善や効率化を図ることが重要であり、4つのステップを繰り返し行うことで、業務品質や生産性を段階的に向上させていく取組が必要であると考察した。

令和8年1月30日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

政 清 会
会長 平 井 正 一

出張調査報告書

- 1 出張者名 平井 正一 中村 裕介 木村 欽一
 深井 和幸 山口 克己 木名瀬 宣人
- 2 出張先及び調査事項
 - (1) 香川県 善通寺市 議会運営について
 - (2) 愛媛県 新居浜市 子どもを産みやすいまちづくりについて
 - (3) 香川県 高松市 雨水利用促進助成制度をはじめとする雨水利用の取組について
- 3 出張期間
 令和8年1月21日(水) ～ 令和8年1月23日(金)
- 4 調査報告
 - (1) 善通寺市 議会運営について
 - ◇ 善通寺市の概要と視察地選択の理由
 - ①市制施行 昭和29年3月31日
.....
 - ②人 口 30,338人(12,920世帯)
.....
 - ③面 積 39.93km²
.....
 - ④視察地選択の理由(市政との関連性)
.....

善通寺市は弘法大師空海誕生の地として、真言宗善通寺派総本山の屏風浦五岳山誕生院善通寺があり、四国八十八箇所霊場第75番札所となっている。

地方分権が進められてきた中で、市民の声を市政に生かすため2005年に議会基本条例を制定し、市民への情報共有や市民参加を推進するため、インターネット議会中継による情報公開や市民との協働を進めている。

.....

さらに、現在、香川県初の電子投票の導入を目指し、電子投票の体験会を実施しており、2026年3月の市議会で条例改正案を提出する方針で動いている。

野田市の投票率は、県内でも低い水準にとどまっており、さらに南北に長い市域を持つことから、ハード面においては、導入コストやセキュリティ関係、公平性の観点等の様々な課題を抱えなかなか導入が進んでいない電子投票について、常に最新の状況と情報を収集しておく必要がある。

またソフト面においては、市民の議会への関心を高める努力が必要であり、野田市に適合した議会基本条例を模索していく必要があると考えることから、その両方を兼ね備えた善通寺市の議会運営を学ぶため、視察地に選定した。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午後2時 ～ 午後3時30分
②視察会場 善通寺市役所 4階 委員会室
③応対者職氏名 善通寺市議会 議会運営委員会 委員長 長崎 彰夫 氏
同 事務局 次長 櫛田 隆 氏

◇ 調査事項の概要

善通寺市及び善通寺市議会の各取組の詳細は、以下のとおりである。

1. ペーパーレス化

タブレット端末は、5年更新によるレンタルしたものを定例会出席者（議員、議会事務局、市長、副市長、教育長、各部長、課長3名）に貸与。

令和2年12月に導入し段階的に移行、令和7年5月臨時議会より議案書（当初予算書と当初予算事業説明書、決算書等を除く）のペーパーレス化を実施している。

2. 事業説明書（平成24年度の予算審査より冊子の提出）

事業名、担当課、事業概要、本年度の取組内容、歳出内訳を事業ごとに1ページにまとめた事業説明書を冊子にして議会に提出している。

当局と様式の検討を行い、東京都多摩市の事業説明書を参考に作成。当初予算及び決算認定の際に活用している。

3. インターネットによる議場中継（令和4年9月定例会～）

議場のみYouTubeを使用したインターネット中継を実施している。

市の公式サイトをYouTube上に開設し、動画をアーカイブ化している。

4. 議会 d e サロンの開催（令和 6 年度）

各地域の自治会単位で開催しているふれあいいきいきサロンを市議会で実施し、議員と意見交換できる取組を実施（開催実績：7 団体）。

もともと市内 8 地区にサロンが複数あり、基本的には地区対応の議員などが議会報告会や意見交換会を実施していたが、より身近に感じてもらうため、議会の委員会室で実施している。

5. インスタグラムによる情報の発信（令和 6 年度～）

定例会の日程や委員会の開催状況、視察研修の報告等を市議会のインスタグラムで情報発信している。

原則全議員が投稿可能としているが、情報の正確性や質を担保するため、主に議長や議会事務局が投稿している。

6. 一般質問通告書の様式変更（令和 6 年 12 月定例会～）

全員協議会から出た意見をきっかけに、質問項目をより詳細に、発言の要旨をより具体的に、通告書 1 枚で記載できるよう様式を変更している。

7. 予算委員会の常任委員会化（令和 7 年度～）

予算議案の分割付託の問題解消と議論の活性化を目的に、予算委員会を常任委員会として設置し、従来の 3 つの常任委員会を再編して 2 つにした。

再編前の常任委員会の構成人数は 6 名、5 名、5 名であり、委員長を除くと 4 名での審議となっていた常任委員会が 2 つあった状況を、2 つに再編成した結果、各 8 名の常任委員会が 2 つとなり、それらに議員全員から構成される予算委員会が加わり、3 つの常任委員会で審議されている。

8. 議会基本条例の制定（平成 23 年 3 月定例会～）

市議会の基本原則、市長・当局との関係、議員の責務などを明記したほか、議事運営において、一般質問における一問一答方式の導入、当局の反問権について定められた。

◇ 所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

善通寺市議会と野田市議会の特徴的な相違点としては、大きく 2 つあると感じた。

1 つ目の相違点は、会派代表者会（正副議長、各会派の会長）の会議が、連絡事項や議長が必要と認めた際など、年に 3 ～ 4 回開催されており、さらに令

和6年度の議長の意向で、全員協議会が毎月開催されていた経緯もあったことから（令和7年度では毎月開催ではなく年8回の開催）、市長や当局に説明を求める場合や各議員が感じている議会の改善点などを議会内で頻繁に話し合われていたという点において、年間を通してほとんど全員協議会が開催されていない野田市とは異なり、議員間での話し合う下地があるか否かが、大きな相違点であるように感じた。

野田市議会においても、もっと積極的に全員協議会を開催し、各議員や各会派が感じている議会運営の課題をブラッシュアップできる機会をもう少し増やすことで、議会の活性化につながるのではないかと考えた。

善通寺市の議会基本条例の第2条において、開かれた議会を目指すこと、政策立案又は執行機関に提案するよう努めること、議員相互間の自由な討議による運営を行い、議論を尽くした上で合意形成を図ることの3つの基本原則を挙げ、それに基づいた議会活動を行うことが掲げられているため、これまでの議会の慣習を見直し改善していこうという考え方が定着しているように感じた。

また善通寺市議会でも、当局からの急な情報発信などに対し、議会への説明が不十分と感ずることが多々あるため、議会への説明の機会として全員協議会を活用していた。

野田市議会では、これまで議会基本条例は策定しない方向で進められてきたが、これまで訪れた視察先も含めて比較すると、議会基本条例を策定されている市議会と策定されていない市議会とでは、全員とまでは言わないが個々の議員の議会運営、議会活性化に対する意識や関心の高さに差異があるように感じている。

また一方で、他市の議会基本条例を模倣し、そのまま条例を取り入れて策定しているように感じる市議会もあるため、野田市においては、野田市議会に足りていないもの等を議員間でしっかりと意見交換や討論したのちに、野田市議会に適した実効性のある議会基本条例を検討することで、議員一人一人の意識を変えていけるのではないかと感じた。

次に野田市議会と善通寺市議会とで大きく異なる2つ目の相違点は、野田市議会では委員以外の発言が当然のように認められ委員外からの質問が頻繁に行われているのに対し、善通寺市議会では委員外からの発言を一切認めていない

という点が大きな相違点であると感じた。

常任委員会のメンバー構成の決定方法が、当初は野田市議会と同様に、会派の人数に応じて人数枠が与えられる会派制を採用していたが、現在では、各議員からどの委員会に所属したいかの希望を取り、その希望調査をもとに議長が振り分ける希望制を採用しているため、委員外発言が認められていないことも相まって、自分が所属している常任委員会に対する各議員の意欲や責任感が強くなると感じた。

野田市議会では、一人会派の議員は全ての委員会で、実質ほぼ自由に発言が可能であるのに対し、一人会派以外の会派所属の議員は、会派から代表して委員に選出されているからとの理由で、慣習的に委員外発言が制限されているため、全ての委員会、会派代表者会議、全員協議会等で個人の意見を自由に発言できる一人会派の方が、発言の機会という面においては優遇されている。

そのため、本来、複数人で会派を組む最大のメリットである会派内で積極的に、議員同士の意見交換を行えることによる個々の議員の知識の蓄積や認識の偏りの是正等のメリットよりも、一人会派でいる方がメリットは大きいと感じる議員が増え、一人会派が増えてしまう一因であるように感じた。

一人会派が増えてしまう環境は、議員全体の質の向上にとってはあまり好ましいとは言えず、今後より一層、市議会全体でより深い議論ができる環境を作るためには、政党や政治団体等に所属していない議員の一人会派設立の制限と委員外発言の制限については、議会の円滑化を考慮しながらもっと検討しなければならない課題であると感じた。

善通寺市では、当初予算は常任委員会の予算委員会で、決算は特別審査委員会を設置して審議していた。

公会計の性質として、9月に前年度の決算審査、3月に翌年度の予算審査が行われることから、審査年度のスレが発生してしまい、決算審査の意見を当年度予算に反映することは不可能であるという課題があるが、その点について善通寺市議会は、反映できないものとして割り切った上で、全議員で構成する予算委員会を常任委員会化していた。

野田市議会においても決算審査を予算に反映させられていないという課題は同じであるが、どのような仕組みを構築すればこの課題を克服できるのか、引

き続き調査や研究が必要なのだらうと思った。

善通寺市議会において当初予算審査及び決算審査の際に添付されている事業説明書は、各事業1ページに詳細がまとめられ非常にわかりやすいものとなっていたが、続けていくうちに、作成する当局側は金額の数字だけを修正するだけ、質問する議員側は同じような形式だけの質問となってしまうケースが発生してしまっているとのことであった。

野田市においても、行政報告書が経年比較や事業別の詳細がわかりやすい資料となってきたことから、重箱の隅をつつくような質問や質問意図がわからないような質問が増えてきており、議会と当局の意見交換はもっと必要なのだらうと思った。

今回の視察を通して、議会運営には唯一無二の正解があるわけではなく常に見直しや検討が必要であることから、野田市議会においては、それらを議員間で話し合うことができる環境づくりが必要であるとともに、議員個々のさらなる市政への関心と研さんが必要であるという意識改革が必要なのだらうと感じた。



(2) 新居浜市 子どもを産みやすいまちづくりについて

◇ 新居浜市の概要と視察地選択の理由

①市制施行 昭和 45 年

②人 口 114,070 人 (50,080 世帯)

③面 積 234.47 km²

④視察地選択の理由 (市政との関連性)

新居浜市は、愛媛県の東部に位置し、瀬戸内海に面した東予地方の中心都市の一つで、計量特定市の指定都市である。都市圏人口は、松山都市圏に次ぐ愛媛県で第二の規模となる約 23 万人を有し、瀬戸内工業地域に属する臨海工業都市である。

視察地である新居浜市は、少子化対策として子どもを産みやすく、育てやすいまちづくりを掲げて、行政・地域・民間が連携して取組を進めており、野田市においても今後の参考になることから視察地として選定した。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午前 10 時 ～ 午後零時

②視察会場 新居浜市役所

③応対者職氏名

新居浜市 福祉部こども局 こども未来課長 兼 家庭センター長

矢野 佳美 氏

同 教育委員会 発達支援課長 佐々木 正子 氏

同 議会事務局 議事課 主事 林 怜奈 氏

◇ 調査事項の概要

新居浜市では、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行い、経済的支援や保育環境の整備、相談体制の充実を進めて安心して子供を産み育てられるまちづくりに取り組んでいる。

1. 休日や夜間の診療体制

【新居浜市休日夜間急患センターの運営】

新居浜市では、令和 7 年度から東予東部 3 市（四国中央市、新居浜市、西条市）が協同して東予東部 3 市こども急患センターを新居浜市医師会内科・小児科急患センター内に設置しており、子供を守る小児医療体制の充実を図るため

広域的に取り組んでいる。

2. 不妊に悩む家庭支援

年齢制限を設けているが、検査または治療開始時に検査費用や治療費助成、保険適用外の治療等の費用に対する助成も行っている。妊娠前の段階から支援につなげる仕組みが構築されている。

3. 新居浜市こども家庭センターを中心とした子育て支援の取組

新居浜市では、妊娠期から子育て期に至るまでの相談支援を一体的に行う拠点として「こども家庭センター」を設置している。

同センターでは、保健師、社会福祉士等の専門職が連携し、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで対応している。相談内容に応じて医療機関や福祉機関等へ適切につなぐ体制が整備されており、利用者の利便性向上が図られている。

4. 子育て交流施設すくすく

子育て交流施設すくすくは、新居浜市にあるゼロ歳から遊びに行ける施設の総称で、大きく3種類（12か所）運営されている。

情報交換や交流する場としてのひろばは6か所、一時預かり施設が2か所、利用者支援・相談施設として3か所、児童館を4か所設けている。

運営体制は、一般型が9か所、連携型が4か所となっており、単なる遊び場ではなく保護者同士の交流促進や相談のハードルを下げる役割を担っているため、行政の支援施策と連動した予防的支援の拠点として機能している。

5. こども発達支援センター

障がいや発達に課題がある子供に対する生涯にわたる一貫した支援体制を構築し、教育相談、早期支援、特別支援教育の推進、地域連携の推進を主な取組としている。

特別支援教育を推進し、教育委員会が発達支援を先導してきた結果、本人、保護者、教員等の支援をバランスよく実現できている。

6. 出産世帯応援給付金（えひめ人口減少対策総合交付金活用事業）

令和7年以降に出生した児童の保護者に対し、年齢に応じて現金給付（夫婦ともに35歳以下の場合で10万円、どちらかが36歳以上の場合で9.9万円の給付）を行っている。

ほかに市内協力店で使用できる応援券（購入対象品は特定されている）を5万円分(1,000円×50枚)交付する事業を開始し、令和8年1月9日現在で給付済児童数495名、内訳は35歳以下353名、36歳以上142名給付が行われている。

7. 子育て支援の窓口・相談体制について

新居浜市の子育て相談体制は、こども家庭センターを中心としたワンストップ型の仕組みにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実現している点に特徴がある。特に、多職種連携と地域資源を活用したアウトリーチにより、支援の早期介入と継続性が確保されている。

◇ 所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

新居浜市の子育て支援施策は、妊娠前から出産、子育て期、さらに発達支援に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制が体系的に整備されている点が大きな特徴である。

特にこども家庭センターを中心としたワンストップ型の相談体制は、多職種連携と関係機関とのネットワークを活用することで、利用者の利便性向上と早期支援の実現に寄与していた。その点においては、野田市も早くから子ども支援室でワンストップ窓口は実現できていたが、子ども家庭総合支援拠点の設置でワンストップ窓口ではなくなってしまうていた。今年度新たに子ども家庭センターが設置されることが決定したので、子ども家庭センターを中心として利用者の目線でのワンストップ型の相談体制を整備しなければならないと感じた。

また、新居浜市における休日夜間急患センターや広域連携によるこども急患センターの運営は、地域単独では対応が難しい医療資源の確保を補完するものであり、安心して子育てができる医療環境の整備につながっている。加えて、

不妊治療支援や出産世帯への経済的支援など、妊娠前から出産後までの経済的負担軽減に取り組んでいる。

野田市においても、夜間の救急医療体制の充実や、流山市、柏市、松戸市などとの広域化による休日夜間の救急医療体制の強化は必要であると感じた。



新居浜市における子育て交流施設すくすくや発達支援センターの取組は、孤立の防止や早期発見・早期支援といった予防的支援の観点から重要であり、単なる支援提供にとどまらず、地域全体で子育てを支える仕組みとして機能していた。野田市においても核家族化が進んでおり予防的支援は今後ますます重要となることから、子どもの発達相談室、保健センターや子ども家庭センターを中心にプッシュ型の予防的支援の充実を図るべきだと感じた。

総じて、新居浜市の取組は包括性と連携性に優れた先進的なモデルであり、野田市においても新居浜市の取組を参考にしながら、今後さらに利用実態の把握とニーズに応じた柔軟な改善を図っていかなければならないと感じた。

(3) 高松市 雨水利用促進助成制度をはじめとする雨水利用の取組について

◇ 高松市の概要と施設地選択の理由

①市制施行 明治 23 年 2 月 15 日

②人 口 419,739 人 (185,615 世帯)

③面 積 375.67 km²

④視察地選択の理由 (市政との関連性)

香川県のほぼ中央に位置し、南部の讃岐山脈からなだらかに傾斜し、讃岐平野に市域が広がる。北は瀬戸内海に面し、海上に点在する女木島と男木島などの島々も市域で、北東部にある屋島は国の天然記念物に指定されている。高松城の城下町として栄え、明治以降は国の出先機関や大企業の支店が集積する四国の中心都市として発展している。中央卸売市場や花きの地方卸売市場なども立地している。

高松市は、平成 20 年 2 月に海、川、ため池、森林、上下水道など、水に関わる様々な関係者が一堂に会し、水環境を取り巻く現状や課題、水をめぐる各種施策の在り方などを協議する高松水環境会議を設置した。この高松水環境会議では、水環境の在り方などについて 2 年間の議論を経て 22 年 2 月に「水に学び、水を育み、明日につなげる～連携による、持続可能な水環境の形成～」を理念とした、持続可能な水環境の形成に関する各種の取組などについての提言書が提出された。この提言書に基づき、高松市持続可能な水環境の形成に関する条例を 22 年 9 月に制定したことから、先進地を視察したものである。

◇ 視察時の状況

①視察時間 午前 10 時 ～ 午前 11 時 30 分

②視察会場 高松市議会委員会室

③応対者職氏名 高松市 環境総務課長 大谷 幸義 氏

同 下水道業務課長補佐 田中 亮輔 氏

同 下水道業務課 生活排水係長 平木 宏明 氏

◇ 調査事項の概要

高松市は、渇水リスクが高い地域でもあるため、安全でおいしい水を安定して供給するためのインフラ整備と水資源の適正管理が重要視されている。

そこで高松市は、持続可能な水環境の形成に向けた基本理念や市、市民及び

事業者の責務、取り組むべき施策、水環境基本計画の策定などについて定めた高松市持続可能な水環境の形成に関する条例を平成 22 年 9 月に制定した。

この条例の前文では、「水は、すべての生命の源であり、生活用水をはじめ農業用水や工業用水として私たちの暮らしを支え、また、河川やため池、海岸などの水辺環境を通して憩いと潤いを与えてくれるかけがえのないものである。～中略～ 私たちは、先人たちが苦労を重ね築き上げてきた水と人との関係を見つめ直し、水の持つ多面的な価値を最大限発揮できるシステムを構築することにより、豊かな水環境を形成し、これを持続可能な形で未来の子どもたちに引き継いでいかなければならない。」としている。

高松市は、この高松市持続可能な水環境の形成に関する条例に基づき、今後 20 年間に於いて取り組むべき 5 つの基本方針、15 の目標及び施策の方向性について定めた高松市水環境基本計画を 23 年 3 月に策定した。

取り組むべき 5 つの基本方針とは、身近な水環境の意識の強化、水環境の健全化、良好な水環境の創出、安全で安心なまちづくりの推進、持続可能な水の利用及び管理の在り方の検討からなり、持続可能な水環境の形成のため、今後取り組んでいく基本的な方針とした。

さらに、高松市持続可能な水環境の形成に関する条例に基づき、持続可能な水環境の形成に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、学識経験や国・県、農業・漁業、環境団体、企業の関係者のほか、公募市民で構成した高松市水環境協議会を、22 年 12 月に設置した。この協議会では、高松市の貴重な水資源の保全や、雨の少ない気候特性を踏まえた雨水利用の推進など、持続可能な水環境の創造を目指して設立された組織であり、主な活動として、雨水タンクを設置する市民への助成や水資源の大切さを広める啓発を行っている。

◇ 所 見（市政の課題等に対する実現可能性等）

野田市は、利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた地理的特性を有し、水と深く関わる都市である。近年は気候変動の影響により、集中豪雨などの激甚化や内水氾濫リスクの増大など新たな課題も生じており、野田市においても河川整備や下水道整備など水害対策に着実に取り組んできた。今後は従来の取組を基盤としつつ、水を防災だけでなく環境やまちづくりの観点も含めて捉え、水循環の視点を取り入れていくことが有効である。

今回視察した高松市においては、水循環の考え方に基づく先進的な取組が進められており、野田市においても参考となる点が多いものと感じた。具体的には、今後のまちづくりにおいて、これまでの水を防ぐという発想に加え、水を生かし、制御するという視点である。このため先進的な取組を進める高松市では、水を都市政策の中心に据え、持続可能な水環境の形成を進めている。

持続可能な水環境に関する基本的施策として、水環境の健全化が掲げられている。これは、雨水などの有効利用の促進や雨水浸透施設などの設置促進などの措置を講ずるものである。昨今の震災では水道の復旧に多くの日数がかかり、その間トイレの流し水等の生活用水の確保が大変な問題となっている。雨水を貯留し、災害時の生活用水の確保を図ることも大切であり、持続可能な水環境の形成に関する意識の醸成も不可欠である。水環境や節水に関し、市民に対する啓発や児童生徒に対し教育活動の充実を図ることも大切である。

水環境を生かした安全で安心なまちづくりの推進は不可欠である。これは雨水排水施設の整備、水道施設の耐震化などで、これからは、環境と共生する都市の形成を目指し、水の有効利用の促進に基づき、都市の貴重な水資源を有効に利用する循環利用水、再生水及び雨水による雑用水利用施設や雨水浸透施設の積極的な導入が必要である。

野田市は、三方を河川に囲まれ、水害リスクの高い地域である。近年は気候変動の影響等により、豪雨災害の激甚化が進んでいるが、従来の治水対策に加え、総合的な水管理が求められている。このため、水を防災だけでなく水循環政策として再構築する必要がある。そこで高松市のように水循環の視点に立った先進的な取組が求められている。雨は敵ではなく資源であることから、流すだけの時代は終わり、生かす時代への転換が必要であると強く感じた。